

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女 秀作	(会長代理)
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(賃借権設定)
- 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)
- 議案第6号 農用地利用集積計画(案)について  
(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)
- 議案第7号 農用地利用集積計画(案)について  
(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)
- 議案第8号 農用地利用配分計画(案)について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

6. 会議の概要

議 長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 金子重弥委員、1番 増田一幸委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号65号では、譲渡人は所有している農地が少
	なく、耕作も行っていないとのことです。譲受人は加須市在住です
	が、妻の実家は羽生市で申請農地の近隣となっています。譲渡人と
	譲受人は以前からの友人で、譲渡人は今後も耕作が難しいことから、
	今回、所有権の売買を行うものです。66号では、申請農地は、
	譲受人の自宅のすぐ南側に位置しております。自宅から近く、耕作
	するのにとても利便性が良く、今後、耕作を行うことから今回、所
	有権の売買として申請するものです。67号、68号及び69号に
	ついては、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、
	ハウスで花き類を栽培する法人の代表取締役となっています。申請
	農地は現在、ハウスが建ち並びすでに譲受人が借りて栽培を行っ
	ている場所となっています。譲受人の自宅からも近いことで利便性が
	良く、今後も耕作を行っていくことから所有権の売買として申請す
	るものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題
ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作	
状況等について確認したところ問題がないと思われます。以上によ	
り、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要	
件の全てを満たしていると考えます。	

	<p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9 番	<p>受付番号 65 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号 66 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5 番	<p>受付番号 67 号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>この度、私が農地法第 3 条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>

5番	受付番号68号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5番	受付番号69号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号70号及び71号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号70号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号71号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号70号では、申請人は、以前から申請地を進入路として使用していました。しかしながら、改めて確認すると、地目が農地のままであることが判明し、現況にあわせるため、今回、進入路敷として申請するものです。71号では、申請農地は、昭和45年以前より住宅の敷地として使用していました。今後の利用を考え、土地の状況を改めて確認をすると、地目が農地のままであることが判明し、現況にあわせるため、今回、自己用住宅敷の拡張として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	受付番号70号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>羽生市大字 〇〇の住宅における進入路が、同所 〇〇となっていました。平成29年4月18日羽生市との交換により同所 〇〇が地目「畑」となりました。それにより、法令による住宅のための進入路がなくなりましたので、今般、同所 〇〇を進入路として使用するため、農地転用許可を申請したいと思います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	受付番号71号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、農地転用許可申請をする土地は、先祖が昭和14年に隣地（宅地）と同時に同じ所有者から売買にて取得しております。古い話で詳細は不明ですが、それ以前から借地して生活してまいりました。現在の利用形態は、昭和43年に今の住宅を建替え（火災のため）現在に至っております。申請地は隣地と一体的に住宅敷として利用して参りました。平成29年に土地改良の換地処分になりましたが、その区域は一体利用している宅地も含めてそのまま変更はありません。本来ならば正しい時期に農地転用の手続きを済ませて宅地としておくべきでした。また、現在の状態で引継ぎ今になっており、法律にも疎いこともあり、私も長い間農地法違反の状態を放置してしまいました。これを反省し、違反を是正するとともに、後を継ぐ者にも迷惑をかけないように転用の許可をお願いしようと、申請させていただくものです。よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
11番	71号について既存の宅地面積は何㎡か。
事務局	234.44㎡となっています。
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
(議案第3号)	<p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号72号から83号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号72号から74号、76号、78号から80号及び82号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10へ</p>

クータル未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号75号、77号及び81号の農地区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号83号では、農業振興地域内農用地区域「通称青地」の農地区分となっています。受付番号72号、75号から79号及び81号では、自己用住宅を設けるものです。72号では、譲受人は、現在、戸田市のアパートで妻、子の3人で暮らしています。今後の子供の成長を考え、今の住まいでは手狭となることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、既存住宅が建ち並び、近くには国道や県道が通り、また、大型ショッピングセンターがあるなど、とても住環境が整っている地域で、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。75号では、譲受人は、現在、春日部市の持ち家で母親と二人で暮らしています。母親は透析を行っており、定期的に病院に通う必要があります。羽生病院へ通院しているとのこと。今のところ、羽生市に住む妹が送迎をしていますが、片道約1時間かかるなどとても大変であることから、羽生市内で母親と暮らせる住宅の建築を考えていたそうです。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、近くには南羽生駅や大型ショッピングセンターがあるなど、とても利便性の良い地域で、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。なお、春日部市の住宅は、専任媒介契約を行い、売買等に向けて調整しております。76号では、譲受人は、現在、市内のアパートで暮らしています。譲受人は、今年、結婚することが決まり、新しい生活のために住宅の建築を考えていました。申請農地は、近くに、須影小学校、南羽生駅や大型ショッピングセンターがあるなど、とても利便性の良い地域で、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。77号では、譲受人は夫婦で、現在、市内のアパートで子と3人で暮らしています。昨年子供が生まれ、今の住まいでは手狭になっていることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、須影小学校の西側で、近くには、南羽生駅や大型ショッピングセンターがあり、また、譲受人の二人は、ショッピングセンターに勤めていることからとても利便性の良い地域とのこと。このことから、建築の計画をしたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。78号では、譲受人は現在、鴻巣市で父が所有している住宅で暮らしています。譲受人は今年結婚が決まっており、譲渡人は婚約者の母親となっています。申請農地は、岩瀬公民館の東側で、近くには、
---

国道122号線が通り、羽生駅、岩瀬小学校、新規の商業施設が建ち並ぶなど、とても住環境が良いとのことです。このことから、建築の計画をしたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。79号では、譲受人は、夫婦となっています。
現在、加須市のアパートで子と3人で暮らしています。子供も生まれ、今の住まいでは手狭になっていることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、既存集落に介在し、近くには、国道122号線が通り、最近では新規の商業施設が建ち並ぶなどとても住環境が良いとのことです。このことから、建築の計画をしたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。81号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は現在、実家で、父である譲渡人と弟の3人で暮らしています。
譲渡人は、昨年に結婚し、新居の建築を考えていました。申請農地は、実家のすぐ東側に位置し、今後のことを考えると、お互いに協力しながら生活できる最適な場所とのことです。このことから、建築の計画をしたところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。なお、申請農地は、農用地域（通称青地）にあったことから、令和2年10月に除外の許可がされております。
受付番号73号では、譲受人は、東京都大田区に事務所を置き、平成23年から主に建築材料卸売業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、地目が農地以外となっており、譲受人が資材置場として使用しています。今回、申請地の農地部分を資材置き場として利用したいことから申請するものです。受付番号74号では、譲受人は、東京都世田谷区に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。
このことから、太陽光発電施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。受付番号80号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成7年から主に産業廃棄物回収処理業を行っている法人です。今回、利根川の堤防強化事業により敷地の一部1321㎡が国へ買収されるとのことです。このことから、現在使用している駐車場が不足してしまい、駐車場を拡張するため申請するものです。受付番号82号では、譲受人は、東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺はすでに、太陽光発電施設が建設され、農地の広がりがない場所となっています。周辺は、日光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に確保できることから、施

	<p>設の設置を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことで、今回、申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号83号では、譲受人は、大阪市に事務所を置き、昭和44年から主に建設業を行っている法人です。譲受人は、昨年の9月から、三田ヶ谷地区の観光農園エリアの農地約3ヘクタールを借りて、施設野菜（キュウリ・トマトなど）を栽培する準備を進めています。今後は、生産した農産物を選果・集荷するための施設が必要となることから、今回、農業用施設敷として申請するものです。申請地において、生産から集荷まで一体的に行うことができ、作業の効率化が見込めるとのことです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号72号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、戸田市内の賃貸アパートに妻と子供の3人家族で居住しています。子供の成長や将来の生活形態の変化等のことを考えると現在のアパートでは手狭になってくると思いました。子供が小学校に入学する前に何とか自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していました。土地選定にあたり、夫婦で話し合い、私の職場が埼玉県内での移動が多いことと、妻の実家が群馬県太田市のため、埼玉県北部が良いということで探していました。この度紹介されました土地であれば希望に近く、車による便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
3番	<p>受付番号73号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、東京都大田区に本店を置く建築仮設資材や足場の販売やレンタル・リース等の事業を営んでいる株式会社です。仮設建築資材在庫の増加に伴う敷地の不足や利用上の不便さがあり、申請農地の取得ができればこの課題を解消することができます。地権者様と土地建物の譲渡についてお話をさせていただく機会があり、農地法第5条の許可を条件とする条件付き売買契約を締結しています。申請農地は、当社が求めている広さや隣接していること等すべての要件を満たす土地です。この他に要件を満たせる土地が存在しないことも判明しております。どうか、申請理由をご高覧いただき本件農地に関して農地法の許可をお許し頂きたいと存じます。何卒、よろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号74号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は現在、太陽光発電施設などの自然エネルギーを利用した発電施設の運営、維持、管理を主たる事業として行っております。東日本大震災以降、原子力発電所が次々に停止し、これを補うため、火力発電に頼っている状態が続いています。今後も原子力発電所の再稼働には賛否両論あり、今後国内のエネルギー事情が好転する期待も高くありません。そこで、自然エネルギーを利用した発電施設を増やすことにより、将来のエネルギーシフトの転換の1つとして太陽光発電施設があります。また、農家減少に伴う、耕作放棄地や休耕地を活用することにより、より良い土地利用ができると考えております。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
9 番	受付番号75号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。

	<p>私は、春日部市にある持ち家に住んでいます。この建物は25年前に母と共有で新築した建物であり、現在も83歳になった母と2人暮らしをしています。母は透析をしていますを送迎してくれる病院がなく、今は妹にお願いし片道1時間の羽生病院へ送迎をしてもらっております。妹は羽生市 に住んでいて2年前に で家を建てました。羽生病院が透析患者を送迎してくれることを教えてくれたのも妹であります。私の勤め先は佐野市にある工場ですので母を常に病院まで送迎することは困難です。この際、妹家族が住んでいる羽生市に家を建て、兄妹で母の面倒を見ることに決めました。私も にお世話になることを決めました。通勤時間も短縮になるし、親族が近くに住んでいるという心強さがあります。現在、住んでいる家は売りに出し、母と2人でこの地で生活をしようと思います。申請地は、6mの道路に接しており合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、市街化区域との境でもあります。以上のような理由により当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号76号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、私は市内のアパートに暮らしておりますが、年内に結婚をすることが決まり新しい生活が始まろうとしております。私は、 に勤めており、婚約者は千代田町の に勤めております。勤務先もそれほど遠くなく生活環境も変える必要もないので非常に助かります。申請地は、5mの道路に接しており合併浄化槽の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。幼稚園、小学校等も近くにあり、大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところです。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号77号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>



	<p>することを目的とする土地使用貸借契約書を交わしております。なお、建物については、私が住宅ローンを組み、資金を調達し、建築します。建築にあたっては、平屋建てとするなど、周辺農地の日照、通風等に悪影響のないよう配慮し、建築する計画です。私が現在住んでいる家は、実父所有の建物です。当初（元）妻と結婚生活を送る目的で実父から土地を借り（使用貸借）建てた建物ですが、その後（元）妻とは離婚し、その妻と子供たちは他の場所に移り住んでいます。使用貸借の目的に慕った土地の利用ができなくなったので、貸主である実父と相談し、使用貸借を終了させ、建物は実父に贈与いたしました。なお、贈与による所有権移転登記に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大のため必要書類の収集が遅れており、未だ申請ができておりません。緊急事態宣言が解除され次第、速やかに登記を済ませる予定です。以上のような諸事情をご賢察の上、農地法第5条第1項による許可を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号79号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、私達は、加須市内の賃貸アパートに家族3人で居住しています。一昨年に子供が誕生したことをきっかけに自分たちの家を建てたいと思い、土地を探していました。土地の選定にあたり、夫婦で話し合い、お互いの職場（夫婦ともに市内）に通勤しやすい場所ということで土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号80号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、平成7年2月に羽生市 〇〇〇〇に、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬、処理の業務を行うべく有限会社砂賀産業を設立し、現在は関東一円の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し業務を行っております。業績は廃棄物の処理及び清掃に関する法律・建設リサイクル法の施行による環境意識の向上により、おかげを持ちまして順調に業績が伸び、現在は社員数20名及び繁忙期にはパート4名を雇用しております。収集・運搬の車両及びコンテナ置場としては、機械センターをしない 〇〇〇〇に設置して23年が経過しました。収集・運搬車両16台、保有コンテナ265台を数え、今後もコンテナの増設を予定しております。この度、利根川の堤防強化事業により、この機械センター敷地の北側の区域、1321㎡程が堤防強化事業の区域に入り、国土交通省栗橋上流河川事務所より買収に向けて個別説明を受けたところです。弊社にとっては、敷地の買収は、コンテナ置場や鉄板置場等が減少することから、敷地に隣接する道路（無地番道路）の払下げ等について、羽生市とも相談をさせていただいてまいりました。他方、この交渉過程で、弊社所有地内に市道が位置していることも判明し、その位置確定について、羽生市が測量を実施しているところでもあります。近年、水害発生が全国で多発している状況を鑑みますと、堤防強化事業の早期完成は、羽生市は基より多くの方が望むところですので、協力は惜しまないところですが、弊社にとっては、この買収により敷地面積が減少するなどマイナス面も大きいところがあります。そこで、堤防強化事業によって新たに道路も整備されることから、敷地に隣接する道路の払下げ並びに市道との交換について現在羽生市と話し合いを行っております。他方、申請地の土地所有者からは、土地の区画が不整形、面積も小さく利用し難いため土地購入の打診を受けたところです。しかし、申請地と弊社敷地の間には、幅員0.9メートルの無地番の道路があり、その無地番道路の払下げに向けては、相談地の取得が前提となります。申請地も含めて敷地規模は、現在の機械センターの敷地面積より減少するところですが、上記払下げ・交換と一緒にできれば、市道0120号線まで一体的に利用できることとなり、土地利用は非常に良くなるものと考えています。なお、申請地は、従業員用駐車場として利用を予定しております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号81号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昨年結婚をしましたが、夫婦でそれぞれの親と同居しております。
	独立した生計を営むために、また将来子供を設けるためにも、十分な居住空間を確保した戸建て住宅を建築したく購入可能な土地を探していましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。申請地は父の住まいのすぐ近くであり、将来的に子供が生まれた際には協力をお願いできますし、また子供が育つのに良い環境です。また、後々父の面倒を見ることもできます。以上の理由により、この土地を建築敷地に自己用住宅を建築いたしたく申請いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号82号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は平成25年10月29日に設立し、太陽光発電システム及びその設備設計、施工、販売、管理及び保守とそれに関連する一切の事業を行っております。事業のエリアは、北関東と長野県に展開し、前期売上高は70億円を超え、これまで好調の内に推移してまいりました。本計画においては、今後とも再生可能エネルギーの推進が一層図られるものと考え、特に平坦地の多い埼玉県東部に着目し、事業を推進し業績の発展を図るものであります。当該用地については、周辺に日照りを遮るような建物が存在しないことから、太陽光発電事業としては、非常に優れた業績が期待できます。また、国の長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）では、石炭による発電事業を縮小し、2030年までに国の電源構成の内、22～24%を再生可能エネルギーで賄うことが目標とされております。
	本事業を推進していくことが、ひいてはCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与することとなります。弊社といたしましては、別紙事業計画書のとおり本計画を進めていきたいと考えており、許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしくお願い申し上げます。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6 番	受付番号 83 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、1969年より建設用仮設機材の開発、製造、販売などを開始いたしました。現在、足場パイプの製作技術を利用して農業用ハウス、農業用資材の開発・製造・施工なども請け負っております。農業用ハウス、農業用資材の販売先や共同研究を行う大学等の支援のもと2020年9月より約3haの農地を借受け、施設野菜（きゅうり・トマト）の栽培を開始します。当初の計画では、出荷にあたりJAや近隣農家の選歌・出荷施設を借りて行う予定でしたが、JAほくさい管内では北埼玉一元ブランドとして統一した栽培方法により管理していることから選果・出荷施設を借りることができず、群馬県の農家にも相談しましたが、やはり借りることはできませんでした。このことから、現在、生産しても出荷できない状況となってしまったため、借受ける約3haの敷地内に自社の選果・出荷施設を設置する計画へと変更を行い農地転用の申請をする次第です。当該農地において、生産から出荷までを生産ハウスと一体利用することにより、選果・出荷作業を同一敷地内で行うことから作業の効率化が見込めます。また、敷地内に従業員駐車場を設けることで従業員の労働環境の向上に寄与するものと思います。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する

<p>(議案第4号) (議案第5号)</p>	<p>ことに決定いたします。 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)及び議案第5号農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号、農用地利用集積計画(案)について(賃貸借権設定)</p>
	<p>及び議案第5号、農用地利用集積計画(案)について(使用貸借権設定)については、一括説明させていただきます。まず、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りを安心して行う仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、農地の貸借などを安心して行えるようにするものです。有利な点として、農地を貸しても、借りても農地法の許可がいらず、手続きが容易となっていることです。また、農地を貸しても、契約期間が終了すれば自動的に解約となり、離作料を払うこともなく農地は貸主に確実に返還されます。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案となっております。それでは、議案第4号及び5号につきましてご説明いたします。8ページをご覧にいただきたいと思います。議案4号につきましては、賃貸借権の設定を行うものです。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」、「所有者名」、「所有者住所」と続き、「対象農地」の詳細な情報となります。12ページをご覧にいただきたいと思います。表の右下に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計44名、面積 田の計 118,322㎡ 畑の計 14,912㎡ 合計 133,234㎡となっております。つづきまして、13ページをご覧にいただきたいと思います。議案第5号ですが、表の見方としては、議案第4号と同じとなり、議案第5号は、使用貸借権の設定を行うものとなっております。22ページをご覧にいただきたいと思います。表の右下側に合計がございます。新規設定、再設定の人数 合計69名、面積 田の計 52,709.33㎡ 畑の計 88,673㎡ 合計 141,382.33㎡となっております。以上で、議案第4号及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご</p>

	質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号及び議案第5号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
(議案第6号)	続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
(議案第7号)	(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第7号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案第6号及び議案第7号 農用地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。先ほども申し上げましたが、農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第6号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権を設定する計画(案)となっております。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として3件、面積 田 760㎡ 畑 1,403㎡ 合計 2,163㎡となっております。引き続き 議案第7号についてご説明いたします。24ページをご覧ください。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画(案)となっております。表の見方は、議案第6号と一緒にあります。使用貸借権を設定する計画(案)の合計が表の右下に記載されてございます。新規設定として2件、面積 田 2,535㎡となっております。以上で、議案第6号及び議案第7号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご
	質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)

	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第6号及び議案第7号 農用地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第6号及び議案第7号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
（議案第8号）	続きまして、議案第8号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。当該利用配分計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、羽生市長から意見を求められております。それでは、事務局の報告をお願いします。
事務局	議案第8号 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の案件となっております。25ページをご覧くださいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在、賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となります。一番右側は、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第6号及び7号の農用地利用集積計画（案）で中間管理機構へ利用権の設定を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地となっております。今後の流れですが、この配分計画（案）について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、5月1日には賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第8号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	（発言なし）

	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第8号 農用地利用配分計画（案）
	について、事務局の説明のとおり、同意することに賛成の委員は
	「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、
	同意することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より
	諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは公益社団法人 埼玉県農林公社
	（埼玉県農地中間管理機構）が行う事業で、農用地等の買入れに関
	する届出となります。この事業は、埼玉県農林公社が規模縮小農家
	から農地を買い入れ、規模拡大を図ろうとする農家に売り渡しを行
	うというものです。メリットとして、譲受人は、公社という公的機
	関が間に入るため、安心して経営規模の拡大が図れることや、譲渡
	人には、譲渡所得税が800万円まで課税対象から特別控除される
	ということです。この事業は、届出となりますので、委員様の調査・
	審議もございませんので報告とさせていただきます。また、今後は
	公社から規模拡大農家への売買行為があります。こちらは、農地法
	第3条の許可案件となりますので、申請がありましたら、委員様の
	調査・審議等につきまして、よろしく願いいたします。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が
	伴う転用を行う場合に届出を行ものです。市街化区域内農地の転用
	については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知し
	ます。従いまして、委員さまの調査、審議がございませんので報告
	とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件、店舗敷
	として22件、住宅敷として4件、共同住宅敷として1件ございま
	した。ご確認の程、宜しく願いします。また店舗敷の22件は、
	岩瀬土地区画整理地内で、羽生第1高等学校の南側に位置し、現在、
	新規の商業施設が建ち並ぶ、西側の場所となっております。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでござ
	いですが、これは農地法及び利用権設定に係る合意の解約となり
	ます。5件ございました。ご確認の程、宜しく願いします。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、
	これは県許可のありました1月分でございます。右側の備考欄をご

	<p>覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が12件ございました。</p> <p>関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく お願いいたします。</p> <p>① 3月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和3年 2月 25日</p> <p style="text-align: right;">           会 長 _____            署名委員 _____            署名委員 _____         </p>	